

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします
2025年
3月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
3月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

●令和7年3月(4月納付分)から「全国健康保険協会(協会けんぽ)」の保険料率が改定されます。

《東京都及び近県の保険料率》
(加入支部:被保険者負担分)

埼玉:4.88% (全体9.76%) 引き下げ
千葉:4.895% (全体9.79%) 引き上げ
東京:4.955% (全体9.91%) 引き下げ
神奈川:4.96% (全体9.92%) 引き下げ

※介護保険料は引き下げになります。

全国一律:40歳から64歳までの方 0.795% (全体1.59%)

※組合健保に加入されている企業は組合独自の保険料率になりますのでご確認をお願いします。

●令和7年度の「雇用保険料率」が公表されました

【一般の事業】

労働者負担 5.5/1,000 事業主負担 9/1,000

【農林水産・清酒製造の事業】

労働者負担 6.5/1,000 事業主負担 10/1,000

【建設の事業】

労働者負担 6.5/1,000 事業主負担 11/1,000

会計・税務

| | |
|-------------|--|
| 3/10 (月) | 2月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限 |
| 3/17 (月) | 令和6年分所得税の確定申告期限 令和6年分の贈与税の申告期限 |
| | 個人事業者の令と6年分の消費税・地方消費税の確定申告期限 |
| 3/31 (月) | 1月決算法人(決算期の定めのないもの含む)の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税> |
| | 7月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税>(半期分) |

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

※ご注意※

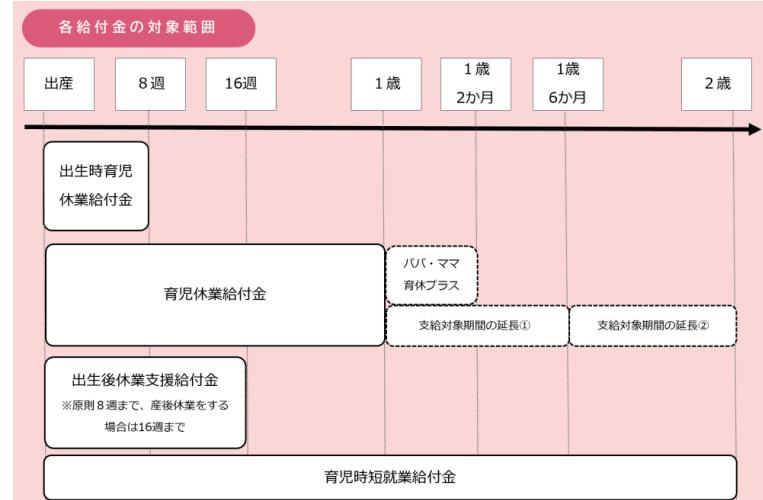
このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

●育児休業等給付に新しい給付金が創設されます

～2025年4月1日から出生後休業支援給付金と育児時短就業給付金を創設～

- 育児休業等給付には、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金があります。
- 出生後休業支援給付金は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受ける者が、一定の要件を満たした場合に上乗せで支給される給付金です。(2025年4月1日から創設)
- 育児時短就業給付金は、2歳に満たない子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに支給される給付金です。(2025年4月1日から創設)

<育児休業等給付の概要>



▼育児休業等給付に関する厚生労働省詳細はこちら



事業主のための雇用関係助成金の本発売のお知らせ

プラグマグループ 中井啓之(中井啓之税理士事務所 所長) / 三城夏子(社会保険労務士法人プラグマ 代表社員)共著
このたび、企業の成長を後押しする助成金の導入と活用のポイントを解説した新刊が、2月19日に発売されました。

書籍発売を記念して「助成金個別無料相談会」を申込みいただいた方には、本を1冊無料で進呈いたします。

個別無料相談会のお申込みはこちらから▶

「お問合せ内容」欄に「助成金個別無料相談希望」とご記入の上、当社問合せフォームよりエンターください。
担当者より、「個別無料相談会」(オンライン形式で1時間)の日程調整のご連絡をさせていただきます。



株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragmaji
WEB

